

第2章 市役所の温室効果ガス排出量の推移

1 温室効果ガス排出量の算定方法

市役所は一事業者として温対法第21条の2に基づき事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量について国に報告することが義務づけられています。

本計画においては、エネルギー起源二酸化炭素¹、非エネルギー起源二酸化炭素²、一酸化二窒素、メタンについて温対法に規定する方法により算定します。

なお、温対法施行令第5条の2の規定では、温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO₂換算で3,000t未満の場合は、法に基づく報告対象外として取り扱うこととされています。現在、市役所においては、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、極めて少ないことから、算定の対象としませんが、排出の実態に変更が生じた際には随時算定するものとします。

2 これまでの排出実績

市役所の事務事業において排出している温室効果ガスは、エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンの4種類でほとんどを占めています。

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスは、主に廃棄物の処理部門などから排出されています。2013年度の温室効果ガス排出量は約789,000t-CO₂で、2012年度の約641,000t-CO₂に比べ、約23%増加しています。これは、原子力発電所の運転停止による化石燃料を用いた発電への転換により、電力排出係数が増加したことが主な要因です。

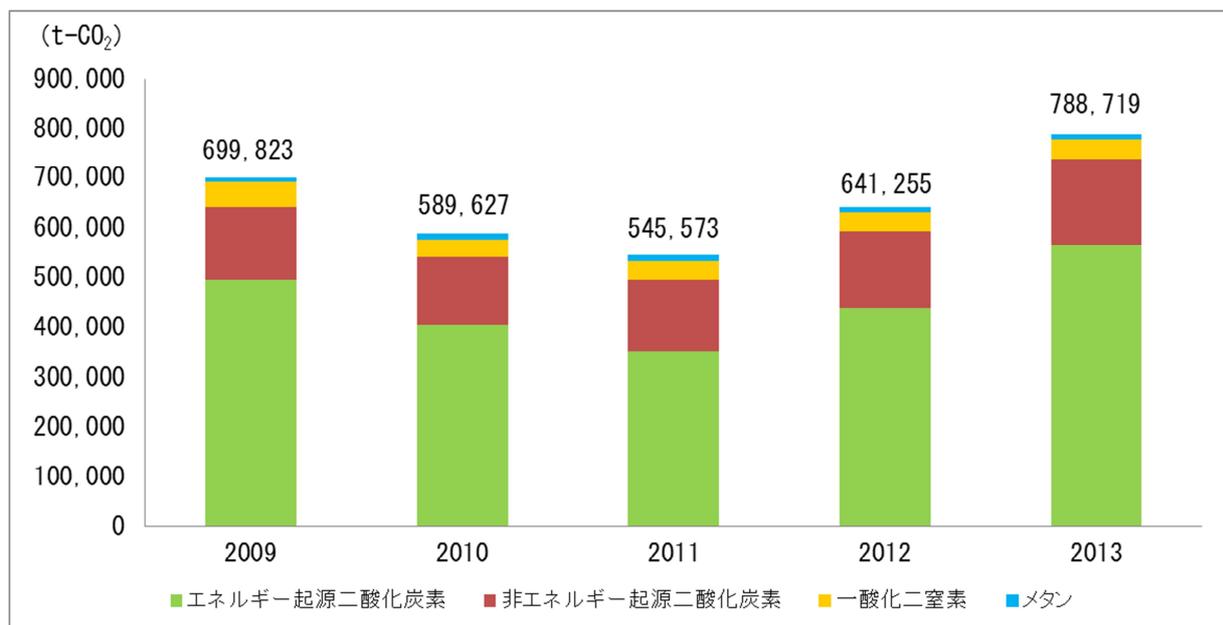


図5 市役所における温室効果ガス排出量の推移

¹ 【エネルギー起源二酸化炭素】 燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素

² 【非エネルギー起源二酸化炭素】 廃棄物の焼却等に伴い排出される二酸化炭素